

[illegible]

至 令和 元年 5 月 9 日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（令和 元年 5月 9日）

○議事日程

日程第 1			仮議席の指定
日程第 2			会議録署名議員の指名
日程第 3	選挙第 1号		議長選挙について
日程第 4			会期決定の件
日程第 5	選挙第 2号		副議長選挙について
日程第 6			議席の指定
日程第 7			常任委員会委員の選任について
追加日程第 1			議長の常任委員会委員の辞任について
日程第 8			議会運営委員会委員の選任について
日程第 9			広報・広聴常任委員会委員の選任について
日程第 10	選挙第 3号		根室北部消防事務組合議会議員の選挙について
日程第 11	選挙第 4号		中標津町外2町葬斎組合議会議員の選挙について
日程第 12	選挙第 5号		根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
日程第 13	同意第 3号		別海町副町長の選任について
日程第 14	同意第 4号		別海町監査委員の選任について
日程第 15	報告第 2号		専決処分の報告について（西春別駅前団地公営住宅改修 建築主体工事（5号棟））
日程第 16			委員会の閉会中の継続調査の件

○会議に付した事件

日程第 1			仮議席の指定
日程第 2			会議録署名議員の指名
日程第 3	選挙第 1号		議長選挙について
日程第 4			会期決定の件
日程第 5	選挙第 2号		副議長選挙について
日程第 6			議席の指定
日程第 7			常任委員会委員の選任について
追加日程第 1			議長の常任委員会委員の辞任について
日程第 8			議会運営委員会委員の選任について
日程第 9			広報・広聴常任委員会委員の選任について
日程第 10	選挙第 3号		根室北部消防事務組合議会議員の選挙について
日程第 11	選挙第 4号		中標津町外2町葬斎組合議会議員の選挙について
日程第 12	選挙第 5号		根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

日程第13 同意第3号 別海町副町長の選任について
 日程第14 同意第4号 別海町監査委員の選任について
 日程第15 報告第2号 専決処分の報告について（西春別駅前団地公営住宅改修
 建築主体工事（5号棟））
 日程第16 委員会の閉会中の継続調査の件

○出席議員（16名）

1番	宮越正人	2番	横田保江
3番	田村秀男	4番	小椋哲也
5番	外山浩司	6番	大内省吾
7番	木嶋悦寛	8番	松壽孝雄
9番	今西和雄	10番	小林敏之
11番	瀧川榮子	12番	松原政勝
13番	中村忠士	14番	佐藤初雄
副議長 15番	戸田憲悦	議長 16番	西原浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	曾根興三	副町長	佐藤次春
教育長	伊藤多加志	代表監査委員	杉本義久
監査委員	竹中仁	選挙管理委員長	高崎好藏
農業委員会会長	小野榮一	総務部長	浦山吉人
福祉部長	今野健一	産業振興部長	門脇芳則
建設水道部長	山岸英一	教育部長	山田一志
病院事務長	大槻祐二	会計管理者	阿部美幸
農業委員会事務局長	中村公一	選挙管理委員会書記長	佐々木栄典
監査委員事務局長	小林由治	総務部次長	佐々木栄典
福祉部次長	青柳茂	産業振興部次長	小湊昌博
建設水道部次長	伊藤一成	教育部次長	石川誠
総務課長	佐々木栄典	総合政策課長	三戸俊人
財政課長	寺尾真太郎	税務課長	宮本栄一
防災交通課長	麻郷地聡	西春別支所長他	田村康行
尾岱沼支所長他	福原義人	福祉課長	干場みゆき
介護支援課長	千葉宏	町民課長	青柳茂
老人保健施設事務長	竹中利哉	農政課長	小野武史
水産みどり課長	小湊昌博	管理課長	川畑智明
建築住宅課長	田畑直樹	事業課長	伊藤一成
上下水道課長	外石昭博	学務課長他	入倉伸顕
生涯学習課長他	石川誠	図書館長他	新堀光行

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 小 島 実 主 幹 松 本 博 史

○会議録署名議員

4 番 小 椋 哲 也

5 番 外 山 浩 司

6 番 大 内 省 吾

◎臨時議長の紹介・挨拶

○議会事務局長（小島 実君） おはようございます。

事務局長の小島実でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっています。

出席議員中、戸田憲悦議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

それでは、戸田議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（戸田憲悦君） はい。

ただいま御紹介いただきました戸田でございます。

地方自治法第107条の規定により議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎町長挨拶

○臨時議長（戸田憲悦君） 初めに、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日の臨時会は、統一地方選挙後の初の議会といたしまして招集をさせていただきました。

初議会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、4月21日に執行されました別海町議会議員選挙におきまして、町民の皆様方から力強い御支援と厚い信頼、そして大きな期待を担われ、見事当選の栄に浴されました。

町民を代表いたしまして心よりお祝いを申し上げます。

申し上げるまでもなく、議会は、民意を代表し、執行機関と議論を尽くして、町政発展のために別海町にとりまして最善、最良の行政施策を選択していく責務を町民から託されております。

そのためにもこれまで以上にお互いの意思疎通を図り、町民の皆様方が安心して暮らしていける、ふるさと別海づくりに御尽力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本年度は、多くの町民から寄せられました意見や提言により策定いたしました第7次別海町総合計画の初年度でございます。

行政運営の指針となるこの総合計画のスタート地点に皆様方と一緒に立てたことは、まことに光栄でございます。

私も町民の皆様方との対話を大切にして、町民生活の向上を図るべく総合計画に沿った事業を着実に進めながら、その効果が広く町民一人一人に行き渡るまで調和とバランスをもって別海町の発展に寄与するよう、議員の皆様と一緒にになって全力で取り組む所存でございます。

この5月1日から新しい元号でございます「令和」の幕が開きました。

新しい元号の時代になっても、議会は、町民の代表から構成されている町的意思決定機

関であることに変わりはありません。

議会の皆様方との議論を深め、御意見等についても真摯に受けとめながら、本町の課題解決と発展に向け、厳しい状況下にひるむことなく町政運営に当たってまいりますので、特段の御理解と御支援をお願い申し上げます。

本日の臨時会につきましては、議会構成が主ではございますけれども、加えて人事案件の選任同意2件、報告1件の3件を提出しておりますので、御審議を賜りますよう、よろしくをお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様方におかれましても、これからもますます御健勝で御活躍くださいますよう心から御祈念をいたしまして、開会に当たりましての私の御挨拶とさせていただきます。

どうぞこれからもよろしくお願い申し上げます。

開会 午前10時07分

◎開会宣告

○臨時議長（戸田憲悦君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

ただいまから令和元年第1回別海町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（戸田憲悦君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（戸田憲悦君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により臨時議長において指名いたします。

4番小椋哲也議員、5番外山浩司議員、6番大内省吾議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第3 選挙第1号

○臨時議長（戸田憲悦君） 日程第3 選挙第1号議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（出入り口閉鎖）

○臨時議長（戸田憲悦君） ただいま出席している議員は16名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により立会人に7番木嶋悦寛議員、8番松壽孝雄議員、9番今西和雄議員を指名いたします。

次に、選挙に入りますが、その前に事務局長に選挙の方法等について説明させます。

事務局長。

○議会事務局長（小島 実君） はい。

選挙を行うに当たりまして関連法規などについて簡単に御説明申し上げます。

まず、選挙の方法ですが、地方自治法第118条で投票による選挙、または指名推選の方法を用いることができることとなっています。

指名推選は、投票を行っても同一の結果が得られるという場合に限って認められる方法であり、1人の異議もないときに成立いたします。

投票による選挙を行う場合は、公職選挙法の規定の一部が準用されます。

その内容につきまして、1点目でございますが、選挙人は、投票用紙に候補者1人の氏名を自署し、これをみずから投票箱に入れなければなりません。

なお、記載は自席で行い、投票は議長の指示によることとなります。

2点目でございますが、投票用紙には選挙人の氏名を記載してはならない。

すなわち無記名投票ということでございます。

3点目でございますが、身体の障がいなどにより記載することができない場合は、代理投票ができることになっています。

代筆は、議長が定めた者となります。

次に、4点目でございますが、無効投票についてです。

次に該当する場合は無効となります。

1つ目として、所定の用紙を用いないもの。

2つ目として、候補者となることができない者の氏名を記載したもの。

すなわち、これは、議員の中から選挙するとなっていますので、議員以外の氏名を記載したものは無効となります。

3つ目でございます。

1枚の投票用紙に2名以上の氏名を記載したもの。

4つ目として、被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの。

例えば、投票開始前に何らかの理由で被選挙権を失った議員に対する投票は無効ということになります。

5つ目として、候補者の氏名のほか、ほかのことを記載したもの。

6つ目として、候補者の氏名を自分で書いていないもの。

これは、ゴム印を押したような形となるものは無効でございます。

7つ目ですが、誰を記載したか確認しがたいもの。

したがって、丁寧にはっきりとお書き願います。

8つ目でございますが、公職選挙法第68条には明文化されていませんが、白紙投票や記号、符号、番号を記載したものは無効となります。

次に、5点目でございます。

当選人についてですが、有効投票の最多数を得て、かつ、法定得票数以上である場合に当選となります。

法定得票数は、有効投票数を定数で割って4分の1を掛けたものをいいます。

例えばですが、議長選挙で有効投票が16票ある場合は、有効16票、割る定数1、掛ける4分の1、イコール4票というのが法定得票数となります。

法定得票数に達しない場合は、繰り返し選挙を行うこととなります。

上位得票が同数の場合は、くじで決めることとなっています。

そのような場合には、改めて御説明申し上げます。

また、公職選挙法が一部適用されない部分もあります。

無効となる場合がございますが、例えば、今回は該当しませんが、同一の性の候補者が2人以上いる場合は、その氏のみ記載された票は無効となります。

次に、当議会の会議規則との関係について御説明いたします。

会議規則第26条で、議会で選挙を行うときは、議長はその旨を宣言することになっています。

会議規則第27条では、選挙を行う宣言を行った際に、議場にいない議員は選挙に加わることはできないこととなっています。

したがって、不用意に席を立たないようにお願いいたします。

このほか投票の方法について御説明申し上げます。

投票用紙は、議長の指示により事務局職員が配付いたします。

記載は、自席でお願いいたします。

投票は、議長の指示により1番から順次点呼しますので、正面に用意した投票箱に投票願います。

なお、投票につきましては正面に向かって時計回りをお願いいたします。

最後に、選挙の異議申し立てについて御説明をします。

選挙の異議申し立ては、投票直後から次の議題に入るまでに行わなければ効力がないと行政実例で示されておりますので、御承知おき願います。

以上で選挙関連の規定及び進め方についての説明を終わります。

○臨時議長（戸田憲悦君） 次に、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

○臨時議長（戸田憲悦君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（戸田憲悦君） なしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

（「異常ありません」の声あり）

○臨時議長（戸田憲悦君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長に議席番号と氏名を読み上げさせますので、順番に投票願います。

それでは、お名前を読み上げます。

1番宮越議員、2番横田議員、3番田村議員、4番小椋議員、5番外山議員、6番大内議員、7番木嶋議員、8番松壽議員、9番今西議員、10番西原議員、11番小林議員、12番瀧川議員、13番松原議員、15番中村議員、16番佐藤議員、最後に戸田議員。

○臨時議長（戸田憲悦君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（戸田憲悦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

木嶋議員、松壽議員、今西議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

登壇ください。

(開票)

○臨時議長（戸田憲悦君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16 票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 16 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち佐藤議員 8 票、西原議員 8 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。

選挙の結果、佐藤議員と西原議員の得票数は 8 票で、最多得票数で同数であります。

かつ、法定得票数以上となっております。

得票数が同数である場合は、公職選挙法第 95 条により選挙長がくじで定めることになっております。

したがって、くじによって当選人を決めることにいたします。

くじの方法について説明いたします。

くじは、最初にくじを引く順番を決めるためのくじを引きます。

その後、当選人を決めるくじを引きます。

それでは、佐藤議員、西原議員、正面までおいでください。

最初に、くじの順番を決めるくじを引いていただきます。

(くじの抽選)

○臨時議長（戸田憲悦君） くじの順番が決まりました。

1 番西原議員、2 番が佐藤議員であります。

次に、当選人を決めるくじを引いていただきます。

最初に西原議員、次に佐藤議員。

(くじの抽選)

○臨時議長（戸田憲悦君） ただいま行いましたくじの結果を申し上げます。

西原議員が、議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

ただいま議長に当選された西原議員に会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

ここで議長に当選されました西原議員から議長当選の挨拶をいただきます。

西原議員、登壇願います。

○議長（西原 浩君） はい。

おはようございます。

ただいま当選いたしました西原でございます。

昨日、所信表明で私の思いをこの場でお伝えいたしました。

きょうは、当選に当たって、これからの議会運営に対する私の考えをお伝えしたいと思います。

今回、統一地方選挙において根室管内では別海町だけが選挙戦ということになりました。

このことは、町民の皆さんが別海町議会に大変関心を持ってきていることだと評価しております。

私も選挙戦において、さまざまな人とお話しして、この町をよくしてほしいという声をいただきました。

その思いを、そして皆が考えていることを実現することを議長として行っていきたいと

思います。

そして、皆さんもそれぞれ訴えた公約があると思います。

その実現のために私も議会運営をしていきたいと思っております。

2つ目は、この議長選挙においてもさまざまな議員の皆様とお話をいたしました。

今、結果が8対8という結果でございましたけれども、選挙ですから、みんな真剣にその結果に向かっていくことは当然だと思います。

それでも皆さんから言われたのは、選挙戦が終わったらノーサイドにしよう。

これは、選挙戦は戦いだけでも、終わった結果を受けて、議員16人が一丸となって町政に当たっていかうというお話を、議長選挙の選挙に当たってさまざまな議員の皆さんから一丸となってやっていきたい、一緒になってやっていきたいという声を聞きました。

そういう努力を私もしていきたいと思っておりますので、御協力、御支援のほどよろしくお願いいたします。

ことは、令和元年であります。

元号が新しく変わって、そして、町議会議員選挙がございました。

新しい体制で議会も新しい時代に向かっていきたいというふうに思っております。

そして、先ほど町長からもありましたように、別海町においては第7次総合計画の初年度であります。

総合計画のテーマは「つながる」です。

地域と地域、人と人がつながり支え合っていく。

議会の皆様と連携をしながら、理事者の皆様と議論をしながら、町職員の皆様のお知恵を借りながら、地域と地域、人と人がつながっていく、そういう別海町にしたいと思っております。

そして、先人がつくってくれた、このふるさと別海を未来の子供たち、そして次世代の人たちにつないでいく、そういう役割もしていきたいと思っておりますので、御支援、御協力のほどをお願いいたしまして、議長就任に当たりまして挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（戸田憲悦君） これで臨時議長の職務は、全部終了いたしました。

議員各位の御協力に感謝申し上げます。

議長の席を交代いたします。

西原議長、議長席にお着き願います。

◎日程第4 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第4 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

この臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎日程第5 選挙第2号

○議長（西原 浩君） 日程第5 選挙第2号副議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。

(出入り口閉鎖)

○議長(西原 浩君) ただいま出席している議員は16名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により立会人に7番木嶋議員、8番松壽議員、9番今西議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

(投票用紙配布)

○議長(西原 浩君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

(「異常ありません」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長に議席番号と氏名を読み上げさせますので、順番に投票願います。

それでは、お名前を読み上げます。

1番宮越議員、2番横田議員、3番田村議員、4番小椋議員、5番外山議員、6番大内議員、7番木嶋議員、8番松壽議員、9番今西議員、11番小林議員、12番瀧川議員、13番松原議員、14番戸田議員、15番中村議員、16番佐藤議員、最後に議長。

○議長(西原 浩君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

木嶋議員、松壽議員、今西議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(西原 浩君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票16票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち戸田議員8票、松壽議員8票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

選挙の結果、戸田議員と松壽議員の得票数は8票で、最多得票数で同数であります。

かつ、法定得票数以上となっております。

得票数が同数である場合は、公職選挙法第95条により選挙長がくじで定めることになっております。

したがって、くじによって当選人を決めることにいたします。

くじの方法について説明いたします。

くじは、最初にくじを引く順番を決めるためのくじを引きます。

その後、当選人を決めるくじを引きます。

それでは、戸田議員、松壽議員、正面までおいでください。

最初に、くじの順番を決めるくじを引いていただきます。

(くじの抽選)

○議長(西原 浩君) くじの順番が決まりました。

1 番松壽議員、2 番戸田議員であります。

次に、当選人を決めるくじを引いていただきます。

最初に松壽議員、次に戸田議員。

(くじの抽選)

○議長(西原 浩君) ただいま行いましたくじの結果を申し上げます。

戸田議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

ただいま副議長に当選された戸田議員に会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで副議長に当選されました戸田議員から副議長当選の御挨拶をいただきます。

戸田議員、登壇願います。

○副議長(戸田憲悦君) はい。

簡単に一言お礼を申し上げたいと思います。

まさか当選すると思っておりましたので、大変びっくりして動転しております。

しかし、くじでございましたけども、多数の御投票をいただきました。

まことにありがとうございます。

これから私も所信表明で申し上げたとおり、第7次総合計画の邁進に向け、行政とともに、ひとついろいろな課題を克服すべく頑張っていきたいと思います。

議員の皆さんもそれぞれの御意見を行政に届けるべく、いろいろな機会を設けまして、常任委員会の選任などがこれからございますけれども、ひとつ役割分担をしながら、公正な御判断をいただきながら、私は、皆様の声を行政に届けるために頑張りたいと思います。

よろしくひとつお願いを申し上げます。

終わります。

ありがとうございました。

○議長(西原 浩君) ここで議席指定及び議会構成の調整を行うため11時20分まで休憩いたします。

議員の皆様は、直ちに議員控室にお集まり願います。

午前10時56分 休憩

午前11時16分 再開

○議長(西原 浩君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 議席の指定

○議長(西原 浩君) 日程第6 議席の指定を行います。

議席は、ただいま着席のとおり指定いたします。

◎日程第 7 常任委員会委員の選任

○議長（西原 浩君） 日程第 7 常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。

常任委員会の構成については、先例に従い町内を 3 地区に分け、別海東部地区、別海中央地区、別海西部地区とし、また、議会運営委員会の協議結果に基づき別海東部地区から 2 名、別海中央地区から 2 名、別海西部地区から 2 名の選考委員を選出し、これに正副議長が加わった選考委員会を設置し選考することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、町内 3 地区からの委員 6 名と正副議長による選考委員会を設置し選考することに決定いたしました。

各地区からの選考委員 6 名については、先に開催した議員全員による協議で決定しておりますので報告いたします。

別海東部地区、12 番松原議員、5 番外山議員。

別海中央地区、10 番小林議員、9 番今西議員。

別海西部地区、13 番中村議員、6 番大内議員。

以上のとおりであります。

直ちに選考委員会をお開きください。

委員会室 1 を御使用ください。

ここで午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 19 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

常任委員会委員の指名を行います。

常任委員会委員の選任については、選考委員会の選考結果によりお手元に配布した名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手元に配布した名簿のとおり指名することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時 01 分 休憩

午後 1 時 02 分 再開

○副議長（戸田憲悦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

しばらくの間、西原議長にかわりまして議長の職務を行います。

ただいま西原議長から常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。

ここでお諮りいたします。

議長の常任委員の辞任について、日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更して直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（戸田憲悦君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員の辞任については、日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第１１７条の規定により西原議長が除斥となりますので退席されました。

◎追加日程第１ 議長の常任委員会委員の辞任について

○副議長（戸田憲悦君） 追加日程第１ 議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

議長は、議会全体の統制者であり、本会議における議事の整理者としての議長の職責上の権限を考慮するとき、議長を常任委員会委員から除外することは差し支えなく、また、行政実例でも辞任を認めているところでありますので、総務文教常任委員を辞任したいとするものであります。

ここでお諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（戸田憲悦君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員の辞任について許可することに決定いたしました。

次に、委員会条例第８条第２項の規定により委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

委員会を直ちに開きください。

総務文教常任委員会は委員会室１、福祉医療常任委員会は委員会室２、産業建設常任委員会は委員会室３を御使用ください。

ここで３０分間休憩いたします。

午後 １時０４分 休憩

午後 １時３０分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

総務文教常任委員会、委員長に松壽委員、副委員長に外山委員。

福祉医療常任委員会、委員長に木嶋委員、副委員長に小椋委員。

産業建設常任委員会、委員長に今西委員、副委員長に大内委員。

以上のとおり互選されたことを報告いたします。

◎日程第８ 議会運営委員会委員の選任

○議長（西原 浩君） 日程第８ 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の指名は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議会運営委員会委員の指名を行います。

7番木嶋議員、8番松壽議員、9番今西議員、10番小林議員、15番戸田議員。

以上5名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました5名の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

委員会を直ちにお開きください。

委員会室1を御使用ください。

ここで15分間休憩いたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中の議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に小林委員、副委員長に松壽委員。

以上のとおり互選されたことを報告いたします。

◎日程第9 広報・広聴常任委員会委員の選任

○議長（西原 浩君） 日程第9 広報・広聴常任委員会委員の選任を行います。

広報・広聴常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、広報・広聴常任委員会委員の指名は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、広報・広聴常任委員会委員の指名を行います。

1 番宮越議員、2 番横田議員、3 番田村議員、4 番小椋議員、5 番外山議員、11 番瀧川議員、15 番戸田議員。

以上7名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7名の議員を広報・広聴常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

委員会を直ちにお開きください。

委員会室4を御使用ください。

ここで15分間休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中の広報・広聴常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に小椋委員、副委員長に瀧川委員。

以上のとおり互選されたことを報告いたします。

◎日程第10 選挙第3号

○議長（西原 浩君） 日程第10 選挙第3号根室北部消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

根室北部消防事務組合議会議員に1 番宮越議員、3 番田村議員、15 番戸田議員、16 番西原議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した1番宮越議員、3番田村議員、15番戸田議員、16番西原議員を根室北部消防事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました1番宮越議員、3番田村議員、15番戸田議員、16番西原議員が根室北部消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま根室北部消防事務組合議会議員に当選されました4名の議員に本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎日程第11 選挙第4号

○議長(西原 浩君) 日程第11 選挙第4号中標津町外2町葬斎組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

中標津町外2町葬斎組合議会議員に11番瀧川議員、13番中村議員、15番戸田議員、16番西原議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した11番瀧川議員、13番中村議員、15番戸田議員、16番西原議員を中標津町外2町葬斎組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました11番瀧川議員、13番中村議員、15番戸田議員、16番西原議員が中標津町外2町葬斎組合議会議員に当選されました。

ただいま中標津町外2町葬斎組合議会議員に当選されました4名の議員に本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎日程第12 選挙第5号

○議長(西原 浩君) 日程第12 選挙第5号根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと

思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

根室北部廃棄物処理広域連合議会議員に4番小椋議員、7番木嶋議員、15番戸田議員、16番西原議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した4番小椋議員、7番木嶋議員、15番戸田議員、16番西原議員を根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4番小椋議員、7番木嶋議員、15番戸田議員、16番西原議員が根室北部廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま根室北部廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました4名の議員に本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

日程第13 同意第3号から日程第14 同意第4号までの2件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき委員会の付託は省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13 同意第3号から日程第14 同意第4号までの2件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第13 同意第3号

○議長（西原 浩君） 日程第13 同意第3号別海町副町長の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 同意第3号別海町副町長の選任について御説明申し上げます。

本件につきましては、現、佐藤次春副町長がこの5月14日をもちまして任期満了となりますことから、これまでの実績も踏まえまして佐藤次春氏を副町長に再任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

新たな任期につきましては、令和元年5月15日から令和5年5月14日までの4年間となります。

佐藤氏につきましては、別海町別海常盤町245番地の88にお住まいで、昭和31年3月19日生まれの63歳でございます。

ここで佐藤氏の経歴を若干申し上げます。

昭和49年3月に北海道中標津高等学校を卒業され、同年4月から別海町役場に採用となり、町立別海病院を皮切りに上風連出張所、管財課、財政課、地域対策室の勤務を経まして、平成元年度の1年間は、北海道へ研修職員として派遣されております。

その後、財政課、農林課、総務課でそれぞれ勤務をされ、平成16年からは財政課長、平成19年度には水産みどり課長、平成20年には老人保健施設すこやか事務局長、そして次の年の平成21年には議会事務局長、平成24年には福祉部長、そして平成26年からは総務部長として勤務の後、皆さん御存じのとおり平成27年からは副町長を務められております。

佐藤氏は、ただいま申し上げましたとおり、さまざまな部署での勤務経験と職を歴任されていることから行政全般にわたり大変精通しており、私は最適任者と考えておりますので、副町長に再任いたしたく御同意を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 同意第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本件について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第14 同意第4号

○議長（西原 浩君） 日程第14 同意第4号別海町監査委員の選任についてを議題といたします。

外山議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、退場を求めます。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 同意第4号別海町監査委員の選任について御説明を申し上げます。

本町の監査委員につきましては、識見を有している方として杉本義久氏、竹中仁氏の2名のほか、議会議員から選任する監査委員として森本一夫氏をお願いをしてまいりました。

けれども、4月30日付で任期満了となっております。

したがって、新たに議会選出の監査委員として外山浩司議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

任期については、令和元年5月9日から令和5年4月30日までの4年間となります。

ここで外山議員の経歴につきまして若干申し上げます。

外山議員は、現在、別海町中春別303番地の38にお住まいで、昭和29年7月10日生まれの64歳でございます。

昭和52年3月に仙台大学体育学部を卒業され、同年4月標津町立薫別中学校を皮切りに教員生活をスタートされております。

以来、平成27年3月31日に別海町立中春別中学校校長として退職されるまで、38年間の長きにわたり教育の道一筋でその職責を全うされてまいりました。

その後、平成27年4月に別海町議会議員に初当選され、現在2期目でございます。

議会におきましては、福祉医療常任委員会委員、産業建設常任委員会委員、広報・広聴常任委員会委員、中標津町外2町葬斎組合議会議員などを歴任されておられます。

外山議員は、計数にも明るく、識見豊かな方でございますので、監査委員にぜひ任命いたしたく、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 同意第4号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本件について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第15 報告第2号

○議長（西原 浩君） 日程第15 報告第2号専決処分の報告について（西春別駅前団地公営住宅改修建築主体工事（5号棟））を議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

報告第2号の内容説明をいたします。

議案の3ページをお開きください。

報告第2号専決処分の報告について。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月20日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

平成31年3月15日議案第25号により議決を経て締結した西春別駅前団地公営住宅改修建築主体工事（5号棟）請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「7,738万2,000円（うち消費税及び地方消費税額573万2,000円）」を「7,803万円（うち消費税及び地方消費税額578万円）」に改める。

変更の内容につきましては、平成31年3月から適用されました公共建築工事設計の労務単価の上昇に伴いまして、旧労務単価で積算された本契約につきましては、国及び北海道と同様に増額変更の協議が請求できる特例措置を設けたところであります。

今般、受注者から請負代金額変更協議の請求がありまして、新労務単価による積算を行い64万8,000円の増額となったものです。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

◎日程第16 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（西原 浩君） 日程第16 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により所管事務及び所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第1回別海町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時25分

◎町長挨拶

○議長（西原 浩君） 町長挨拶。

○町長（曾根興三君） 臨時会の閉会に当たりまして一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、令和元年第1回別海町議会臨時会の開催におきまして、議員の皆様方には、大変御多忙中にもかかわらず全員の御出席をいただきました。

厚く御礼を申し上げます。

新たに選ばれました議員の皆様をお迎えしての初議会でございましたけれども、正副議長の選出を初め、各委員会の構成、一部事務組合議員の選出等、円滑に御決定をされましたことは、御同慶にたえないところでございます。

また、町から御提案申し上げておりました同意案件2件、報告1件、合わせて3件につきましても全て御決定を賜りまして重ねてお礼を申し上げます。

町議会も新しい議長さんを中心として新たな議会構成の中でスタートとなったわけですが、議員の皆様方におかれましては、今後とも長きにわたり健康には十分御留意をされ、御活躍と町政への特段の御支援をお願い申し上げます。

ここで先日開催されましたジャンボホタテ・ホッキ祭りについて御報告を申し上げます。

第10回目となります別海町ジャンボホタテ・ホッキ祭りが、連休中の4月28日に別海町観光協会主催により開催されました。

ただ、前々日、前日のあいにくの荒天により出漁ができなかったことからホタテの確保ができず、急遽ホッキとアサリのための販売となったところでございますけれども、当日は、好天に恵まれまして、町内外から約7,000人の来場の方々がおられました。

本当に一安心しているところでございます。

次に、今後の行事予定等、日程でございまして、この12日の日曜日には、別海漁協におきましてホッキ市が開催される予定でございまして。

それから5月25日には、ふるさとの森におきまして別海町植樹祭の開催を予定しておりますので、ぜひ議員の皆様方にも御参加いただきますようお願いを申し上げます。

また、本年第2回の定例会につきましては、6月第4週目、18日からの開催をお願いしたいというふうに考えておりますので、この点も御理解をお願い申し上げます。

日程が固まり次第、改めてお知らせをいたしますけれども、議員の皆様方におかれましては、それぞれお忙しい時期とは存じますが、御調整いただき、御出席賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

終わりになりますが、この臨時会終了後、このたび再任に同意をいただきました佐藤副町長に挨拶の時間をいただきたくお願いを申し上げて閉会の御挨拶といたします。

本日は、まことにありがとうございました。

◎副町長挨拶

○議長（西原 浩君） ここで御連絡申し上げます。

副町長から挨拶の申し出がありますので、お受けしたいと思います。

議員の皆様は、そのままでお待ちください。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

貴重な時間を割いていただきまして、御挨拶の機会をいただきましたこと大変ありがとうございます。

このたび副町長に再任をいただきました佐藤でございます。

身に余る光栄でありますとともに、改めて責任の重さをかみしめているところであります。

もとより浅学非才でございますけれども、町長の補佐役として、また、政策及び企画をつかさどる立場として、第7次総合計画に基づく新しい時代にふさわしい施策の推進に努

め、町の振興、発展と町民福祉の増進のため職員と一緒に全力を尽くしたいと思います。

議員各位の御指導を賜りますよう、お願いを申し上げます、甚だ簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西原 浩君） 以上で終わります。

皆様大変御苦勞さまでした。